一般社団法人しまね縁結びサポートセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人しまね縁結びサポートセンター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

- 第2条 センターは、主たる事務所を島根県松江市殿町8番地3に置く。
- 2 センターは、従たる事務所を島根県浜田市野原町1826番地1に置く。 (目的)
- 第3条 センターは、少子化の進行が島根県の将来に与える社会的影響の大きさに鑑み、 その進行に歯止めをかけ活力ある社会を創りあげるため、結婚を望む独身男女の出会い、 結婚の支援を行うことを目的とする。

(事業)

- 第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 結婚に関する相談等を実施すること
- (2) 縁結びボランティア「島根はっぴいこーでぃねーたー(以下「はぴこ」という。)」 に関すること
- (3) 出会いイベント等の企画・実施及びこれらの事業の委託を受けることに関すること
- (4) 市町村・企業等と連携した結婚支援対策の実施に関すること
- (5)情報の収集・発信に関すること
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと (公告)
- 第5条 センターの公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(会員の種類)

- 第6条 センターの会員は、正会員と賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
- 2 正会員は、第3条に掲げるセンターの目的に賛同し、入会を認められた団体とする。
- 3 賛助会員は、第3条に掲げるセンターの目的を理解し、センターが実施する事業を支援するために入会した団体又は個人とする。

(会員の入会)

第7条 センターの正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申

込みをし、その承認を得なければならない。

- 2 前項の承認がなされたときは、理事長は当該申込みをした者にその旨を通知する。
- 3 センターの賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を 理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 4 理事長は、前項の申込みを承認したときは、当該申込みをした者にその旨を通知する。
- 5 理事長は、賛助会員の入会を承認したときは、理事会に報告しなければならない。 (会費)
- 第8条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会 において別に定める額を会員から納付させることができるものとする。
- 2 会員は、前項の規定に基づき会費が定められた場合は、これを納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1箇月以上前にセンターに対して退会の予告をするものとする。

(会員の除名)

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由が認められたとき
- 2 前項の場合において、センターは、当該会員に対し、社員総会の日から1週間前まで にその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、社員総会において除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第8条に規定する納入義務を正当な理由なく1年以上履行しなかったとき
- (2) すべての社員が資格喪失について同意したとき
- (3) 破産し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員 としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての 地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 センターは、その会員が資格を喪失しても、既納付の会費その他の拠出金品はこれを

返還しない。

(会員名簿)

第13条 センターは、一般法人法第31条に定める会員名簿として、正会員の名称及び住所を記載した正会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 センターの社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎 事業年度末日の翌日から3箇月以内にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催 する。

(構成)

- 第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員各1個とする。 (権限)
- 第16条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員報酬の額及びその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項又はこの定款に定める事項 (社員総会の招集)
- 第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会の決議により他の理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、会議 の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに正会員に対して、その通知を発することを要する。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、社員総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。 (招集手続きの省略)
- 第18条 社員総会は、すべての正会員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議 決権の行使を認める場合を除き招集の手続きを経ずに開くことができる。

(議長)

- 第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。 (決議の方法)
- 第20条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- (1) 会員の除名
- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第25条に定める定数を上回る 場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで の者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、他の正会員を代理人として、又は、その団体の役員又は使用人を代理 人として、その議決権を行使することができる。この場合は、社員総会ごとに代理権を 証する書面を提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

- 第22条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使する ことができる。この場合においては、当該正会員は、必要事項を記載した議決権行使書 面をセンターに提出しなければならない。
- 2 前項の書面は、社員総会開催の日時の直前の業務時間終了時までに到達しないときは、 効力を生じない。
- 3 第1項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の 数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第23条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、センターの承諾を得て、議決権 行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりセンターに提出して議決権の行使を行う ことができる。この場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその 結果を記載し、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名がこれ に署名又は記名押印する。 (役員の設置等)

- 第25条 センターに、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長のほか、役付理事として、副理事長、常務理事を各若干名置くことができる。 常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。 (役員の選任)
- 第26条 理事及び監事は、社員総会において次に掲げる者の中から選任する。
- (1) 正会員の代表者若しくは役員又はこれに準ずる者
- (2) 正会員以外の学識経験者
- 2 理事会の決議により理事の中から次の役付理事を選定する。
- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長、常務理事 各若干名
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 監事は、センターの理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計 数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事には、センターの理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びセンターの 使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊な関係があっ てはならない。

(任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事の補欠として又は増員により就任した理事の任期は、前任 者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として就任した監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(役員の職務)

- 第28条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 2 副理事長は理事長を補佐する。

- 3 常務理事は、理事長の命を受け、事務を処理する。
- 4 理事は、センターに関する重要事項を審議する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 6 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務 の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(解任)

- 第29条 理事及び監事が次の一に該当するときは、社員総会において、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

- 第30条 役員の報酬は、社員総会の決議をもって定める。
- 2 役員が、総会及び理事会に出席するために要した交通費その他の職務を行うために実際に支出した費用については、総会の決議を得て別に定めた基準に基づき、役員に支払うことができる。

(取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合、その取引について重要な事実を開示 し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第32条 センターは、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 センターは、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事(監事であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(理事会)

- 第33条 センターに理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、法令及びこの定款で定めるもののほか、次 の職務を行う。
- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 理事長、役付理事の選定及び解職
- (4) 内部規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 事業計画及び収支予算の決定
- (6) 事業報告及び決算の承認
- (7) 理事の職務の執行の監督
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項 (理事会の招集及び議長)
- 第34条 理事会は、理事長がこれを招集してその議長となる。理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事に代わる。
- 2 理事会の招集通知は、各理事及び監事に対して会日の3日前までに発するものとする。 ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、理事及び監事の全員 の同意があるときは、省略することができる。

(決議の方法)

- 第35条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議 があったものとみなす。
- 3 理事は、自ら理事会に出席せず書面又は代理人をもって議決権を行使することはできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、理事長及び出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 組織

(事務局)

- 第37条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長をセンター長とし、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項、事務局に関する規程は、理事長が理事会の 決議により別に定める。

(はぴこ)

- 第38条 センターが実施する結婚支援の事業において、ボランティアにより独身男女の縁 結びを行う者をはぴことして登録する。
- 2 はぴこに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

- 第39条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)
- 第40条 センターの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。 (事業報告及び決算)
- 第41条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会での承認(第2号及 び第5号を除く)を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正 会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- 第42条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 (解散)
- 第44条 センターは、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。 (残余財産の帰属)
- 第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国

若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 補足

(実施細則)

- 第46条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。
- 2 この定款に規定のない事項は、一般法人法その他の法令の定めるところによるものと する。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 センターの最初の事業年度は、設立の日から平成29年3月31日までとする。
- 3 センターの設立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算は、センターの設立後 4 箇月以内に理事長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会に報告するものとする。
- 4 センターの設立時社員(正会員)の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員(会員)

- 住所 島根県松江市殿町1番地
- 名称 島根県
- 住所 島根県松江市殿町8番地3島根県市町村振興センター内
- 名称 島根県市長会
- 住所 島根県松江市殿町8番地3
- 名称 島根県町村会
- 住所 島根県松江市殿町19番地1
- 名称 島根県農業協同組合
- 住所 島根県松江市母衣町55番地
- 名称 島根県森林組合連合会
- 住所 島根県松江市母衣町55番地4
- 名称 島根県商工会議所連合会
- 住所 島根県松江市母衣町55番地4
- 名称 島根県商工会連合会
- 住所 島根県松江市母衣町55番地4
- 名称 島根県中小企業団体中央会
- 住所 島根県松江市朝日町478番地18
- 名称 公益財団法人ふるさと島根定住財団
- 住所 島根県松江市魚町10番地
- 名称 株式会社山陰合同銀行

住所 島根県松江市殿町383番地

名称 株式会社山陰中央新報社

5 センターの設立時理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事

玉串和代、影山喜一、近藤達郎、大谷惠美子、來海晶子、西郷克典、鷲見隆 原仁史、吉山治、藤間博之、金崎孝一、烏田初美

設立時監事

岩田利寛、永原淳

6 センターの設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事

住所 島根県松江市法吉町236番地11

氏名 玉串和代